明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍長野県小諸市本町三丁目六六番地、最後の住所埼玉県さいたま市南区辻二丁目九番一四号　被相続人　亡　掛川　恒雄

右被相続人は平成二十二年四月二十七日死亡し、その相続人は平成二十二年八月九日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日

埼玉県さいたま市南区辻二丁目九番一四号
相続財産管理人　掛川維久子

限定承認公告

本籍千葉県野田市上花輪八二〇番地、最後の住所千葉県野田市上花輪八二〇番地の四　被相続人　亡　川村　四郎

右被相続人は平成二十二年四月六日死亡し、その相続人は平成二十二年八月二日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日

埼玉県本庄市西富田二五六番地六
限定承認者　関口　晃子

限定承認公告

本籍千葉県野田市三ツ堀九六九番地の三二、最後の住所千葉県野田市三ツ堀九六九番地の三二　二階　被相続人　亡　田邉　京介

右被相続人は平成二十二年五月三十日死亡し、その相続人は平成二十二年七月十三日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日

千葉県柏市旭町一丁目一番二号アソルティ柏五階
相続財産管理人弁護士　田中　晋

限定承認公告

本籍東京都中央区八重洲一丁目一番地二、最後の住所東京都練馬区上石神井南町九番九号　被相続人　亡　神谷　智之

右被相続人は平成二十二年五月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年八月三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日

東京都練馬区上石神井南町九番九号
相続財産管理人　神谷　武利

限定承認公告

本籍富山県富山市西笹津三六三番地、最後の住所愛知県名古屋市西区又穂町二丁目一番地又穂団地一号棟二〇二号　被相続人　亡　谷井　巖

右被相続人は平成二十二年五月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年八月十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十八日

愛知県名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四階
限定承認者大橋路
右代理人　弁護士　相川　悟郎

新設分割につき通知公告

当社は、新設分割により新設するオンコリスダイアグノスティクス株式会社（住所東京都港区虎ノ門五丁目一二番一三号）に対して当社の診断薬事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

平成二十二年八月十八日

東京都港区虎ノ門五丁目一二番一三号
オンコリスバイオファーマ株式会社
代表取締役　浦田　泰生

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年九月二十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年八月十八日

兵庫県芦屋市親王塚町一番七号芦屋又有住宅二階
株式会社あいろ不動産販売
代表取締役　藤本　義人

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年九月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年八月十八日

福岡県福岡市博多区住吉一丁目二番二五号
株式会社サン・ライフ
代表取締役　久保　康憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年四月十四日付官報の号外第八十一号九十頁に掲載されています。

平成二十二年八月十八日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ジャパン・アセット・シックスティーン・ホールディング特定目的会社
取締役　山田　智明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十億二百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年四月十四日付官報の号外第八十一号九十三頁に掲載されています。

平成二十二年八月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
成田3特定目的会社
取締役　堤　一浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000184/feaf/

平成二十二年八月十八日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー　ＡＭＢ尼崎特定目的会社
取締役　長廻　達也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を八億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年九月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年八月十八日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー　ＡＭＢ尼崎特定目的会社
取締役　長廻　達也

出資一口の金額の減少公告

当組合は、今津漁業協同組合との合併に当たり平成二十二年八月十七日開催の総会において、出資一口の金額を五千円から四千円に減少することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置いております。

平成二十二年八月十八日

徳島県阿南市大潟町一四三番地四
大潟漁業協同組合
代表理事組合長　山下　正洋

訂正公告

平成二十二年七月二十七日（号外第一五七号）掲載の株式会社沖アドバンストコミュニケーションズに係る決算公告（枠組）中、「（平成22年6月22日現在）」とあるは「（平成22年3月31日現在）」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年八月十八日

扱　店

訂正公告

平成二十二年八月十一日（号外第一六八号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「④取締役　久保田実」とあるは「④取締役　久和田実」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年八月十八日

扱　店

◉号外　八月十八日付第一七三号九　六ページ●同日付政府調達第一五五号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）